

## 埼玉県国民保護対策本部及び埼玉県緊急対処事態対策本部要綱

### 第1章 総 則

#### (趣旨)

**第1条** この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第27条及び法第183条において準用する法第27条で定める埼玉県国民保護対策本部及び埼玉県緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (職員の責務)

**第2条** すべての県の職員は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県国民保護対策本部及び埼玉県緊急対処事態対策本部の活動に尽力しなければならない。

### 第2章 埼玉県国民保護対策本部

#### (設置及び廃止)

**第3条** 埼玉県国民保護対策本部（以下「本部」という。）は、内閣総理大臣から本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったときに、国民保護に関する埼玉県計画（以下「県計画」という。）の定めるところにより設置するものとする。

2 本部は、内閣総理大臣から本部を設置すべき地方公共団体の指定の解除通知があったときに、県計画の定めるところにより廃止するものとする。

#### (本部長、副本部長、本部員及び副本部員)

**第4条** 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。） 知事
- (2) 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副知事、危機管理防災部長
- (3) 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。） 公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、埼玉県部設置条例（昭和28年条例第1号）に規定する部の長（危機管理防災部長を除く）、会

- 計管理者、企業局長、下水道局長、副教育長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長
- (4) 国民保護対策副本部員（以下「副本部員」という。） 各部長の部長級又は副部長級職員

**（本部会議）**

- 第5条** 本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、本部会議を招集し、主宰する。
- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 副本部員は、本部員を補佐し、本部員に事故があるとき、本部員の職務を代理する。
- 5 本部長が必要と認める場合には、本部会議に国民保護関係機関の職員を出席させることができる。

**第3章 部、支部及び国民保護現地対策本部**

**第1節 部**

**（部の組織及び職制）**

- 第6条** 本部に、国民保護措置を実施するため、別表第1の部を置き、同表に掲げる業務を分担する。
- 2 部に部長、副部長を置き、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 各部には、業務ごとに班長を置き、班長は、所属職員を指揮監督し、班の業務を遂行する。

**（本部連絡員）**

- 第7条** 各部に本部連絡員を2人以上置くこととし、本部員が指名する。
- 2 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

**（本部連絡員の参集等）**

- 第8条** 本部連絡員のうち1人は、危機管理防災センター（以下、「センター」

という。)に参集し、統括部との連絡調整に当たるものとし、本部が設置されている間、必要に応じてセンターに駐在するものとする。

**(武力攻撃災害連絡調整会議)**

**第9条** 本部に、国民保護措置の実施に当たり、各部横断的な事案を調整するため、武力攻撃災害連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、本部設置の必要が認められない場合においても、調整会議を置くことができる。

3 調整会議は、統括部及び関係部をもって構成し、運営に関し必要な事項は別に定める。

**(部の運営)**

**第10条** 部の運営に関し必要な事項は、各部長が別に定める。

**第2節 支部**

**(支部の設置)**

**第11条** 本部に、国民保護措置を効果的に実施するため、支部を設置する。

**(名称、設置場所、担当区域、構成機関)**

**第12条** 支部の名称、設置場所、担当区域は、別表第2のとおりとする。

2 支部は、当該担当区域を所管する地域機関の職員で構成する。

**(支部長、副支部長等)**

**第13条** 支部に、支部長、副支部長及び支部付を置き、それぞれ別表第3に掲げる者をもって充てる。

なお、支部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

2 支部長は、本部長の命を受け支部の事務を掌理し、所属職員及び参集した職員を指揮監督する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、支部長の職務を代理する。

4 支部付は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、支部の業務を処理する。

5 班長は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、別に定める班の業務に従事する。

**(支部連絡員)**

**第14条** 支部に、支部連絡員を置き、支部長が指名する。

2 支部連絡員は、支部長の指示を受け、本部、当該支部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

### **(支部の所掌事務)**

**第15条** 支部は、次の各号の事務を所掌する。

- (1) 担当区域内の市町村及び地域機関の武力攻撃災害情報に係る補充的収集及び本部長への報告
- (2) 防災基地の開設及び運営
- (3) 市町村と連携した帰宅困難者対策
- (4) 市町村国民保護措置の把握及び支援
- (5) 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002）における災害対応支援（さいたま支部に限る。）
- (6) その他本部長の指示に基づく事項

### **(支部会議)**

**第16条** 支部長は、国民保護措置を効果的に実施するため、必要に応じ、支部会議を招集し、主宰する。

2 支部会議は、支部長、副支部長及び支部付で構成する。

### **(支部の運営)**

**第17条** 支部の運営に関し必要な事項については、支部長が別に定める。

### **(支部代替施設の設置)**

**第18条** 支部がその機能を果たせなくなった時は、次の各号の場所に支部の代替施設を設置する。

- (1) 管内の他の地方庁舎または合同庁舎
- (2) 防災行政無線が設置されている庁舎又は施設

## **第3節 国民保護現地対策本部**

### **(国民保護現地対策本部の設置)**

**第19条** 本部長は、必要と認めるときは、国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

### **(設置場所)**

**第20条** 現地対策本部の設置場所は、別表第2に掲げる支部の設置場所とし、活動の必要が認められなくなったときに廃止する。

ただし、本部長は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

2 現地対策本部は、当該担当区域を所管する地域機関で構成する。

**(現地対策本部長、現地対策副本部長等)**

**第21条** 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

なお、現地対策本部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

- 2 現地対策本部長は、本部長の命を受け現地対策本部の事務を掌理し、国民保護措置に係る職員を除く地域機関の職員及び参集した職員を指揮監督する。
- 3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるとき、現地対策本部長の職務を代理する。

**(現地対策本部連絡員)**

**第22条** 現地対策本部に、国民保護現地対策本部連絡員（以下「現地対策本部連絡員」という。）を置き、現地対策本部長が指名する。

- 2 現地対策本部連絡員は、現地対策本部長の指示を受け、本部、当該現地対策本部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

**(現地対策本部の所掌事務)**

**第23条** 現地対策本部は、次の各号の事務を所掌する。

- (1) 被害及び復旧状況の分析
- (2) 被災地における市町村及び関係機関との連絡調整
- (3) 市町村機能の喪失時の支援
- (4) その他本部長の指示に基づく事項

**(現地対策本部会議)**

**第24条** 現地対策本部長は、国民保護措置を実施するため、必要に応じ、現地対策本部会議を招集し、主宰する。

- 2 現地対策本部会議は、現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員で構成する。
- 3 現地対策本部長が必要と認める場合には、現地対策本部会議に国民保護関係機関の職員の出席を求めることができる。

**(現地対策本部と支部の関係)**

**第25条** 支部は、担当区域内に現地対策本部が設置された場合、現地対策本部長の指示に基づく業務を実施する。

- 2 前項の場合にあっても、支部は支部として継続し、第15条の各号の業務を実施する。

**(現地対策本部への職員派遣)**

**第26条** 本部長は、現地対策本部の活動を支援するため、各部から職員を派遣することができる。

## 第4章 国民保護措置

### (職員の配備基準及び活動内容等)

**第27条** 武力攻撃事態等の状況に応じ機能的に対応するため、配備体制は、次のとおりとする。

- (1) 本部を設置しないで、災害対策活動を推進する体制 警戒体制
- (2) 本部を設置して国民保護措置を推進する体制 非常体制

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
警戒体制	県内で武力攻撃事態等が発生し、又は大規模な武力攻撃災害の発生が予測される場合で、知事が必要と認めた場合	武力攻撃災害の状況の調査及び必要な応急対策等を実施する。	本部を設置しない。
非常体制	内閣総理大臣の指定を受け本部が設置された場合	組織及び機能のすべてを挙げて国民保護措置を実施する。	本部を設置する。

- (3) 本部を設置しない体制においても、この要綱で定める部、支部をもって災害対策活動を推進する。ただし、警戒体制の配備にあたっては、災害対策活動の必要性に応じて、一部の部、支部をもって活動することができる。

### (動員計画)

**第28条** 職員の動員計画については、各部長又は支部長が、別表第4に掲げる動員基準に従い、別に定める。

- 2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害に迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して定める。
- 3 各部長は、各部の災害応急活動や所管施設等に係る被害情報の収集のため、自らの所管する地域機関の職員を動員することができる。

### (国民保護措置の実施体制)

**第29条** 武力攻撃事態等が発生し、本部が設置された直後の国民保護措置は、部又は支部に参集した者全員で実施し、その後事態の状況に応じて、次の各項に定める体制により実施する。

- 2 部長は、部に所属する職員を、次に掲げる要員に編成するものとする。
  - (1) 本部が行うこととされている業務に従事する「本部要員」
  - (2) 通常業務に従事する「通常業務実施要員」
- 3 支部長は、支部に所属する職員を、次に掲げる要員に編成するものとする。

なお、既に前号の編成がなされている場合には、部長の意見を聴いて実施するものとする。

- (1) 支部又は現地対策本部の業務に従事する「支部要員又は現地対策本部要員」
- (2) 通常業務に従事する「通常業務実施要員」
- (3) 市町村対策本部に派遣し、支部又は現地対策本部と連絡調整を行わせる「市町村派遣要員」

4 本部要員、支部要員、現地対策本部要員及び市町村派遣要員は、24時間体制での対策実施が可能となるように交代制を導入する。

**(非常体制時の職員参集)**

**第30条** 職員は、勤務時間外に第27条に定める非常体制がとられた場合には、第28条に定める動員計画に基づき、業務継続計画等によりあらかじめ参集場所が指定されている場合は指定場所に、それ以外の場合は自己の所属する部又は支部に、直ちに参集する。

2 前項の規定にかかわらず、自己の所属に参集することが困難な職員（別途指定された職員は除く。）は、次に掲げる機関からあらかじめ指定した機関に参集することができる。

- (1) センター
- (2) 各支部

**(応援の要請)**

**第31条** 部長及び支部長は、配備職員をもって十分な国民保護措置を実施できないときは、本部長に応援を求める。

## **第5章 埼玉県緊急対処事態対策本部**

**(準用)**

**第32条** 第3条から前条までの規定は、埼玉県緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	埼玉県国民保護対策本部	埼玉県緊急対処事態対策本部
第4条(1)	国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第4条(2)	国民保護対策副本部長	緊急対処事態対策副本部長
第4条(3)	国民保護対策本部員	緊急対処事態対策本部員
第4条(4)	国民保護対策副本部員	緊急対処事態対策副本部員
第5条 第6条 第9条 第11条 第15条 第16条 第21条 第24条 第27条 第29条 第31条	国民保護措置	緊急対処保護措置
第19条	国民保護現地対策本部	緊急対処事態現地対策本部
第22条	国民保護現地対策本部連絡員	緊急対処事態現地対策本部連絡員
第9条 第15条 第27条	武力攻撃災害	緊急対処事態による災害
第27条 第29条	武力攻撃事態等	緊急対処事態

**(部の活動の未開始又は中止)**

**第33条** 緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態の状況により、特定の部の活動が必要ないと認めるときは、当該部の業務を開始させないこと又は業務を中止させることができる。

**第6章 雑 則**

**(その他)**

**第34条** この要綱に定めるもののほか、埼玉県国民保護対策本部及び埼玉県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。



**附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

部の組織及び職制

本部長	本部の統括
副本部長	本部長の補佐 本部長の職務の代理

部名	部長	副部長	主な業務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長 報道長 県民生活部 県民共生局長	国民保護に関する情報の収集に関すること 県国民保護対策本部の設置、運営に関する こと 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整 に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関する こと 部間等の国民保護措置の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に 関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請 及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示に関すること 避難経路の決定に関すること 緊急通報の発令に関すること 退避の指示に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること インターネット等による情報発信に関する こと 帰宅困難者対策に関すること 物流オペレーションに関すること
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部政策・財 務局長 企画財政部行政・デ ジタル改革局長 企画財政部地域経 営局長	国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関するこ と 国民保護対策予算に関すること 義捐金等の受入れに関すること その他渉外財政に関すること
総務部	総務部長	総務部人財政策局 長 総務部税務局長 都市整備部副部長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること
県民安全部	県民生活部長	県民生活部 県民共 生局長 県民生活部 スポー ツ局長	安否情報の収集、提供に関すること 災害等情報相談センターに関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関する こと ボランティアの総合調整に関すること

部名	部長	副部長	主な業務
農林対策部	農林部長	農林部副部長	農地、林地、農林水産業用施設等の災害対策に関すること 被災農林水産業者の支援に関すること 物流オペレーションの支援（主に食料の要請受付、調達、配分）に関すること
給水部	企業局長	管理部長 水道部長	飲料水の確保、供給に関すること
産業対策部	産業労働部長	産業労働部副部長 産業労働部雇用労働局長	被災中小企業及び被災勤労者の融資に関すること 災害離職者の早期再就職の促進に関すること 物流オペレーションの支援（主に生活必需品の要請受付、調達、配分）に関すること
環境対策部	環境部長	環境部環境未来局長 環境部副部長	武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全に関すること
救援福祉部	福祉部長	福祉部副部長 福祉部地域包括ケア局長 福祉部少子化対策局長	避難所の調整に関すること 避難所の運営に関すること 福祉ボランティアに関すること 災害時等の要配慮者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連絡調整に関すること その他救援に関すること
医療救急部	保健医療部長	保健医療部食品安全局長	医療・助産に関すること 医療救護班の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の調整に関すること 飲料水、食料の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関すること その他医療に関すること
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関すること 河川の応急対策に関すること ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること その他応急復旧に関すること

部名	部長	副部長	主な業務
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の供給に関すること 応急危険度判定に関すること 住宅関係障害物の除去作業支援に関すること 公園の利用に関すること 区画整理事業の応急対策に関すること その他住宅対策に関すること
下水道対策部	下水道局長	下水道管理課長	下水道施設の応急対策に関すること
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民の輸送に関すること 輸送事業者との連絡調整に関すること 輸送手段、燃料に関すること 交通情報に関すること 物流オペレーションの支援（主に救援物資の輸送）に関すること
文教部	副教育長	教育局教育総務部長 教育局県立学校部長 教育局市町村支援部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること 学用品の確保、調達に関すること 授業料の減免措置に関すること 文化財の保護に関すること 県立学校施設の応急復旧に関すること その他教育に関すること
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関すること
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	物流オペレーションの支援（主に義援物資の対応）に関すること 他の部の応援に関すること
警察本部	警察本部長	警備部長	警察が行う国民保護措置等に関すること

別表第2（第12条関係）

支部の名称、設置場所及び担当区域

支部名	設置場所	担当区域
さいたま支部	さいたま県税事務所	さいたま市
川口支部	南部地域振興センター	川口市 蕨市 戸田市
朝霞支部	南西部地域振興センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部支部	東部地域振興センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾支部	県央地域振興センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越支部	川越比企地域振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢支部	西部地域振興センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市
行田支部	利根地域振興センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
熊谷支部	北部地域振興センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父支部	秩父地域振興センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町

別表第3（第13条関係）

支部の職制

名称	支部長	副支部長	支部付
さいたま支部	さいたま県税事務所長	さいたま県税事務所副所長	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
川口支部	南部地域振興センター所長	南部地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
朝霞支部	南西部地域振興センター所長	南西部地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
春日部支部	東部地域振興センター所長	東部地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
上尾支部	県央地域振興センター所長	県央地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
川越支部	川越比企地域振興センター所長	川越比企地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
所沢支部	西部地域振興センター所長	西部地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
行田支部	利根地域振興センター所長	利根地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
熊谷支部	北部地域振興センター所長	北部地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
秩父支部	秩父地域振興センター所長	秩父地域振興センター地域防災幹	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの

別表第4（第28条関係） 職員の動員基準

1 基本的な考え方（統括部以外）

警戒体制	各部、各支部の応急対策業務に必要な人数
非常体制	全職員

2 各部、各支部の動員基準

	部の名称	警戒体制（人）	非常体制
本 庁	統括部	90 ※本部長指定：30 本部員指定：60	全 員
	渉外財政部	7	全 員
	総務部	17	全 員
	県民安全部	10	全 員
	農林対策部	20	全 員
	給水部	11	全 員
	産業対策部	13	全 員
	環境対策部	7	全 員
	救援福祉部	11	全 員
	医療救急部	17	全 員
	応急復旧部	210	全 員
	住宅対策部	27	全 員
	下水道対策部	27	全 員
	輸送部	8	全 員
	文教部	14	全 員
	議会部	11	全 員
	応援部	11	全 員
	本庁計	511	—
地 域 機 関	支部	各40	全 員
	地域機関計	400	—
合 計		911	—

※本部長指定とは、勤務時間外に警戒体制又は非常体制の配備基準に該当する事案が発生した時に統括部の業務に従事するため本部長が統括部以外の部又は支部の職員から指定するもの。